

Yadoriki Healing Village
愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する里づくりプロジェクト業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、「Yadoriki Healing Village 愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する里づくりプロジェクト業務」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

Yadoriki Healing Village 愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する里づくりプロジェクト業務

(2) 業務内容

別添「Yadoriki Healing Village 愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する里づくりプロジェクト業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から平成29年3月24日（金）

(4) 契約上限額

金65,457,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(5) 事務担当

〒258-8585

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

松田町役場観光経済課内

TEL：0465-83-1228（直通） FAX：0465-83-5031

E-mail：kankou@town.matsuda.kanagawa.jp

3 プロポーザル応募資格

本業務に応募しようとする者は、次の要件を満たす法人又は複数の法人で構成する連合体（以下、「連合体」という。）とする。

- (1) 連合体により応募しようとする者は、参加及び本事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人（以下、「代表者」という。）をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
- (2) 平成27・28年度かながわ電子入札共同システムにおいて、松田町における調査業務委託又は催事関係業務委託の参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）又は既に申請済みで認定の見込である者、若しくは神奈川県西部地域において本業務に類する地域活性化業務等の実績を有する者（連合体の場合は、代表者が本要件に該当していること）

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者（応募者が連合体の場合は、その構成員の全てが該当しないこと）
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次に掲げる国税、県税及び市町村税を滞納していない者（連合体の場合は、その構成員の全てが該当しないこと）
- ア 国税：法人税、消費税及び地方消費税
 - イ 都道府県税：法人都道府県民税、法人事業税
 - ウ 市町村税：条例に規定する市町村税
- (5) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は松田町指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者（連合体の場合は、その構成員の全てが該当しないこと）
- (6) 次の要件に該当しない者（連合体の場合は、その構成員の全てが該当しないこと）
- ア 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは、関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| (1) プロポーザル公募告知 | 平成28年 9月 1日 (木) |
| (2) プロポーザル実施要領等配布 | 平成28年 9月 5日 (月) |
| (3) 応募登録受付期間 | 平成28年 9月 5日 (月) ～ 9月21日 (水) |
| (4) 質問受付期間 | 平成28年 9月 5日 (月) ～ 9月12日 (月) |
| (5) 質問回答最終日 | 平成28年 9月16日 (金) |
| (6) 企画提案書等提出日 | 平成28年10月 6日 (木) |
| (7) 事前審査（提案者多数の場合） | 平成28年10月 7日 (金) |
| (8) 本審査（プレゼンテーション） | 平成28年10月13日 (木) (予定) |
| (9) 最優秀企画提案者の決定 | 平成28年10月14日 (金) (予定) |
| (10) 業務委託契約締結 | 平成28年10月21日 (金) (予定) |

※日程については、本町の都合により変更する場合があります。

5 応募登録

本業務に応募を希望する者は、次により事前に登録するものとする。

- (1) 提出様式 応募登録申込書（様式1）
- (2) 登録期間 平成28年9月5日（月）から9月21日（水）の午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール（やむを得ない場合は、FAXも可とする。ただし、電話により着信確認をすること。）
電子メール件名「Yadoriki Healing Village 愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する里づくりプロジェクト業務応募登録申込」
- (4) 提出先 松田町役場観光経済課
E-mail：kankou@town.matsuda.kanagawa.jp
TEL：0465-83-1228 FAX：0465-83-5031
- (5) 登録確認 応募登録の申し込みを受けた場合、事務局は、確認の電子メールを送信する。
- (6) 資料提供 本業務に応募登録した者（以下、「応募者」という。）に対し、希望により次の資料を企画提案に係る参考資料として提供する。なお、参考資料は、事務局での直接手渡しとする。
 - ① 寄ふれあいドッグラン等の概要
 - ② 寄ふれあいドッグランの経営収支に関する資料

6 質疑応答

本業務（実施要領及び仕様）に関する質疑は、次の方法で行うこととし、原則として個別対応は行わないものとする。

- (1) 提出様式 質問書（様式2）
- (2) 受付期間 平成28年9月5日（月）から9月12日（月）の午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール（やむを得ない場合は、FAXも可とする。ただし、電話により着信確認をすること。）
電子メール件名「Yadoriki Healing Village 愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する里づくりプロジェクト業務に関する質問」
- (4) 提出先 松田町役場観光経済課
E-mail：kankou@town.matsuda.kanagawa.jp
TEL：0465-83-1228 FAX：0465-83-5031
- (5) 確認 質問書を受けた場合、事務局は、確認の電子メールを送信する。
- (6) 回答 提出された質問への回答は質問者に対し随時行うこととする。また、すべての質疑応答について、9月16日（金）に質問者全てに対し電子メールにより回答する。ただし、本業務委託の審査に関する質問や本業務の実施に必要なと判断される質問は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限及び提出方法

- ア 提出期限 平成28年10月6日(木)午後5時まで
- イ 提出方法 持参又は郵送とする(持参の場合は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで、郵送の場合は書留郵便または宅急便など配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする)
- ウ 提出先 松田町役場観光経済課
〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

(2) 提出書類 ※ 別紙「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照

- ア 企画提案書提出届(様式3)
- イ 関連業務受託実績(様式4)
- ウ 業務の実施体制(様式5)
- エ 担当者の経歴(様式6)
- オ 企画提案書(様式任意)
- カ 業務スケジュール(様式7)
- キ 見積書
仕様書に基づき、本業務に係る見積書(税込・押印)を提出すること。
- ク 誓約書(様式8)
- ケ その他添付資料 ※ 参加者が連合体の場合は、全ての構成員が提出
 - (ア) 会社の概要(財政基盤含む)
会社案内、定款(運営規約等)、直近一事業年度の事業報告書・貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類など
 - (イ) 納税証明書(消費税・地方消費税及び市町村税・都道府県税の納付状況がわかるもの。
発行から3ヶ月以内のもの)の写し

(3) 提出部数

企画提案に係る提出書類は12部とする。

(4) その他

- ア 企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- イ 1応募者につき1提案のみとする。
- ウ 受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の変更、差し替え、追加提出は認めないものとする。
- エ 本企画提案に係る一切の費用については、全て各提案者の負担とする。
- オ 本要領に示す記載内容に従わない企画提案、参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案、定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案、又は、虚偽の記載をした企画提案はいずれも無効とする。

8 審査方法等

(1) 審査委員会

ア 企画提案書等の審査は、Yadoriki Healing Village 愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する里づくりプロジェクト業務等企画提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

イ 審査委員会の委員は、審査委員会設置要綱に基づき、有識者、地元関係者及び松田町職員（幹部職員）で構成する。

(2) 資格審査

企画提案書等を提出した応募者（以下、「提案者」という。）について、事務局において応募資格に関する要件について審査を行う。要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

資格審査の後、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、提案者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングに参加する提案者を選定することがある。この場合、事前審査結果は、提案者に対し書面により通知する。なお、事前審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。

ア 実施日時 平成28年10月13日（木）（予定）

イ 実施場所 松田町役場 3階 防災対策室（予定）

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

ウ 実施時間 1提案者30分（予定）※ プレゼンテーション20分、ヒアリング10分

エ 出席者 1提案者につき3名までとし、代表者及び業務責任者となる予定の者は原則出席すること。なお、連合体により1提案する場合については、各法人2名までの出席も可能とする。

- オ その他
- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン等による説明は許可する。
 - ② パソコン、プロジェクター、スクリーンは事務局で準備するが、使用する場合は、事前に届け出ること。
 - ③ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書等の受付順とし、個別に行い、非公開とする。
 - ④ プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、別途通知する。

(4) 審査基準

審査委員会において、各提案者の企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、総合的に評価するものとし、審査する際の評価項目、評価事項は別添「Yadoriki Healing Village 愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する里づくりプロジェクト業務審査

基準」のとおりとする。

(5) 最優秀企画提案者の選定

各委員の採点の合計点（以下、「得点」という。）が最も高い提案者を最優秀企画提案者として選定する。

なお、得点が同点であった場合は、審査委員会で協議の上、委員長が決定する。

(6) 審査結果

ア 審査結果は、全ての提案者に書面（様式9、10）により通知する。

イ 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けられないものとする。

ウ 最優秀企画提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。

エ 手続の透明性、公平性を確保するため、審査基準に基づく公正な審査を行った後、速やかに業者名、評価結果を公表する。

9 留意事項

(1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 実施要領に違反した場合

ウ 企画提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

(2) 本件に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

(5) プロポーザル実施のために作成された資料及び町より提供した資料は、企画提案書作成以外に使用しない。また、町より提供した資料は企画提案書提出時に返却すること。

(6) 本業務の企画提案にあたり、現地（寄ふれあいドッグラン等）での案内が必要な場合は、次の担当者に事前連絡すること。

（担当者）松田町役場 観光経済課 観光推進係 鍵和田・大澤

電話 0465-83-1228（直通）

(7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。